

加西市告示第 38 号

加西インター産業団地に企業を誘致するため、本市が優先的に誘致交渉を行う事業者（優先交渉事業者）の選定を用地造成に先行して公募により実施するので、手続き等について下記のとおり公告する。

平成 31 年 3 月 26 日

加西市長 西 村 和 平

1 先行募集用地の概要

(1) 名 称

加西インター産業団地 1-1 工区、1-2 工区、2 工区、4 工区

※詳細については、募集要領、土地利用計画図等を参照のこと。

(2) 土地単価

30,250 円/㎡ (約 100,000 円/坪)

2 申請資格

- (1) 先行募集対象業種に適合する事業の用に供する施設を建設しようとする者であること。
- (2) 先行募集用地について、10,000㎡（1ha）以上の面積を買受申請すること。
- (3) 施設の建設、経営に必要な資力及び信用を有する者であること。
- (4) 先行募集用地の引渡し後、3年以内に操業を開始する者であること。
- (5) 本産業団地が、地元の労働者、特に農業従事者（その家族を含む）が積極的に雇用されることで地域農業と地域経済の持続可能性を高めるために用意されたものであることを十分に理解していること。
- (6) 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税並びに加西市税の滞納がない者であること。
- (7) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - イ 次の申立てがなされている者
 - ① 破産法第18条または第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
 - ウ 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員並びに同条第3号の暴力団密接関係者
- (8) 市の整備計画上の事情等により、優先交渉事業者が先行募集用地を予定どおり取得できない可能性があることを了承する者であること。

3 手続き等

(1) 募集要領等の公表

公告日から「加西インター産業団地優先交渉事業者募集要領」等を加西市ホームページで公表する。

(2) 申請書等の受付

①申請期間 平成31年4月15日(月)午前9時から

平成31年4月26日(金)午後5時

②提出場所 加西市都市整備部開発推進課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

電話：0790-42-8755(直通)

Eメールアドレス project@city.kasai.lg.jp

③提出方法 持参のみ

4 その他

(1) その他詳細は「加西インター産業団地優先交渉事業者募集要領」のとおり

(2) 本募集に係るすべての費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された書類等は返却しない。

(4) 提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。

(5) 市は、本募集の手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。

(6) 当該先行募集用地の契約が成立するまでの間において、優先交渉事業者が「加西インター産業団地優先交渉事業者募集要領」の申請者に要求される資格を満たさなくなった場合は、当該優先交渉事業者と契約を締結しない。